

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月25日（平成27年（行個）諮問第208号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行個）答申第153号）

事件名：本人が行った労災請求に関する災害調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成20年特定月日に発生した業務災害について、審査請求人が特定労働基準監督署に労災請求を行った当災害の災害調査復命書（添付書類の一切含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、高知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年8月21日付け高労発総0821第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求にかかる処分において、処分庁が不開示とした部分は、本来、不開示情報に該当しないと思われる部分が多数含まれているなど、不開示情報該当性について、十分な審査がなされたといえるのか疑問である。

特に、災害調査復命書2頁以下の災害発生状況の詳細において、「2 工事の概要（4）請負関係」では、三次下請特定事業場を除いて不開示情報とされ、「4 災害発生状況現場の状況」以下では、元請会社、下請会社の名称が記載されていると思われる部分が不開示とされているが、審査請求人が、本件業務災害発生当時、どのような請負関係が成立する工事現場において業務を行い、どの会社の担当者から業務上の指揮監督を受けていたのかといった情報は、審査請求人に関連する情報といえ、法14条2号で定める「個人に関する情報」に該当するものである。

そして、本件事故発生当時、現場責任者がどの会社の人物であるのか（「6 災害発生当日の経過」に記載されていると思われるが、不開示情報とされている。）といった情報が、法 14 条 3 号に記載されている「当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないことは明らかであるので、すみやかに、不開示とされた部分についての公開決定を求める次第である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が、平成 27 年 7 月 22 日付けで行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が行った原処分を不服として、平成 27 年 10 月 2 日付け（同月 5 日付け）をもって提起されたものである。

2 諮問庁として考え方

本件審査請求については、原処分において、法 14 条 2 号、3 号イ、5 号、7 号柱書き及び同号イに該当するとして不開示とした情報のうち、下記 3（5）に掲げる情報については、新たに開示することとするが、その余については不開示を維持することが妥当と考える。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が被災した、平成 20 年特定月日に発生した労働災害（以下「本件災害」という。）に関し、特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書とその添付文書であり、別表に掲げる文書番号 1 ないし 8 の文書（以下、第 3 では「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、原処分において特定した対象文書の他に新たに、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号 8 の 36 頁及び 37 頁）についても対象保有個人情報として特定すべきと判断されることから、当該文書を対象文書に加えるものとする。

（2）災害調査及び災害調査復命書について

ア 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、再発防止策を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて

確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけではなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制などの人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から、様々な要因が複雑に絡み合った災害発生要因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止策を検討するとともに、同種災害の防止のために必要な施策も検討することとしている。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。また、災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等の聴取等を行うことにより、上記の記録と組み合わせることで災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者と関係者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

イ 災害調査復命書について

上記アのとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば、調査事実を項目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは、同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案のみの確認を行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、

災害発生原因・再発防止策，行政上の措置案等を併せ見ることによって，調査担当者の調査事実・思考過程に至るまでを災害調査復命書を通じて確認し，当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に，かつ，的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は，労働基準監督署において，個別の労働災害に係る行政指導のみならず，労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また，必要に応じ，当該復命書の写しが，都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され，都道府県労働局や厚生労働省本省では，当該不開示の内容を更に検討し，同種災害に係る労働局内の，又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や，法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように，災害調査復命書は，実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

ウ 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は，本体及び添付資料（図面，写真等）から構成されている。

本体部分には，主に災害調査を実施した事業場に関する事項，被災労働者に関する事項，災害の内容に関する事項，災害原因と再発防止対策に関する事項，その他調査結果に関する事項が記載されており，添付資料としては，災害発生現場の状況を示した見取図，写真等が添付されている。

(3) 監督復命書について

監督復命書は，労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った後に，その監督結果を労働基準監督署長に対して復命するために臨検監督を行った事業場ごとに作成する文書である。具体的には，1) 処理経過，2) 監督種別，3) 整理番号，4) 措置，5) 監督年月日，6) 労働保険番号，7) 業種，8) 労働者数，9) 監督重点対象区分，10) 特別監督対象区分，11) 事業の名称，12) 事業場の名称，13) 事業場の所在地，14) 電話番号，15) 代表者職氏名，16) 店社，17) 労働組合，18) 監督官氏名印，19) 週所定労働時間，20) 最も賃金の低い者の額，21) 署長判決，22) 参考事項・意見，23) 違反法条項・指導事項等，24) 重措置内容，25) 基準番号，26) 確認までの間，27) 是正期日（命令の期日を含む），28) 備考，29) 面接者職氏名，30) 別添の内容が記載されている。

(4) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

別表に記載した情報のうち，対象文書1の④，⑧，⑨，⑰，⑱及び

⑳, 3の①, 5の⑥及び⑭, 7の⑪並びに8の①及び②の不開示部分には, 審査請求人以外の本件災害に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており, これらは審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報, 又は審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから, 法14条2号本文に該当し, かつ, 同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないため, 不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表に記載した情報のうち, 対象文書1の①ないし⑧, ⑩ないし⑱, ㉔ないし㉗及び㉙ないし㉛, 2の①及び②, 4の①, 5の①ないし⑩及び⑫ないし⑮, 6の①, 7の①, ②, ④ないし⑥, ⑧及び⑩ないし⑫並びに8の①及び②の不開示部分には, 本件災害に関する法人の情報や事業場内部の情報が記載されており, これらが開示されると, 当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さや事業運営状況を推認させること, 労働関係法令の違反があることを推認させること等により, 本件災害に係る法人に対する信用を低下させ, 取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イの不開示情報に該当し, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条5号該当性について

別表に記載した情報のうち, 対象文書5の①ないし⑩及び⑫ないし⑮, 6の①並びに7の①, ②, ④ないし⑥, ⑧及び⑩ないし⑫の不開示部分は, 労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになる情報が記載されており, これらの情報が公にされることにより, 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから, 法14条5号の不開示情報に該当し, 不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち, 対象文書1の①ないし⑱, ㉒, ㉔ないし㉗及び㉙ないし㉛, 2の①及び②, 3の①, 4の①, 5の①ないし⑩及び⑫ないし⑮, 6の①, 7の①, ②, ④ないし⑥, ⑧及び⑩ないし⑫並びに8の①及び②の不開示部分には, 本件災害に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や, 本件災害に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的は, 災害発生原因の究明と同種災害再発防止策の策定であるが, この目的を達成するためには, 多数の関係者等から, 正確な事実の説明や関係資料の提供, 事故現場の保全・再現等につ

いて、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、本件対象文書はこれら関係者等の協力に基づいて作成されている。

このように災害関係者らが災害調査に自発的に協力するのは、災害調査の重要性に対する理解等があることのみならず、災害関係者らの情報提供などの調査への協力の内容が、当該災害調査の目的のみに用いられ、労働基準行政機関や調査担当官はこれら職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関全体に対しての信頼感や、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係が前提として存在するからである。

仮に不開示としている部分が開示された場合には、このような信頼感や信頼関係は失われ、調査に協力することが災害関係者らにとって不利益となると考えられることで、たとえ災害の正確な原因・内容を知っていたとしても、関係者らは調査に協力するに当たってその部分を省略若しくは簡略化し、又は協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする詳細な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなることが予想される。

このため、これらの情報を公にすることで、災害発生原因の解明に必要である正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなることで、労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑱、⑳、㉑ないし㉗及び㉙ないし㉛、2の①及び②、3の①、4の①、5の①ないし⑩及び⑫ないし⑮、6の①、7の①、②、④ないし⑥、⑧及び⑩ないし⑫並びに8の①及び②の不開示部分には、本件災害で実施した災害調査で明らかにされた調査事項と、それに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

これらの情報を突き合わせるなど総合的に分析・判断することによって、本件災害の発生状況等及び災害の内容に対する行政上の措置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなる。これにより、措置基準に合致する労働災害については、当該災害が明らかにならないように、現場保存を怠るなど調査に協力しなくなるおそれなどがあり、また、合致しない労働災害については、そうした災害について行政から何ら指導されるおそれがないとの考えを生み、労働災害を発生させているにもかかわらず、その再発防止に真剣に取り組まなくなるなどのおそれがあり、いずれにしても労働安全衛生行政の事務を行う上で支障を及ぼすおそれがあること

は明白である。

このため、これらの部分を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務について、上記ウと同様にその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書1の⑳、㉑、㉒及び㉓、5の㉔並びに7の③、⑦及び⑨については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「高知労働局長が不開示とした部分は、本来、不開示情報に該当しないと思われる部分が多数含まれているなど、不開示情報該当性について、十分な審査がなされたといえるのか疑問である。特に、災害調査復命書2頁以下の災害発生状況の詳細において、「2工事の概要(4)請負関係」では、三次下請特定事業場を除いて不開示情報とされ、「4災害発生状況現場の状況」以下では、元請会社、下請会社の名称が記載されていると思われる部分が不開示とされているが、審査請求人が、本件業務災害発生当時、どのような請負関係が成立する工事現場において業務を行い、どの会社の担当者から業務上の指揮監督を受けていたのかといった情報は、審査請求人に関連する情報といえ、法第14条2条第2項(注.原文のまま)で定める「個人に関する情報」に該当するものである。そして、本件事故発生当時、現場責任者がどの会社の人物であるのか(「6災害発生当日の経過」に記載されていると思われるが、不開示情報とされている。)といった情報が、法14条3号に記載されている「当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないことは明らかであるので、すみやかに、不開示とされた部分についての公開決定を求める次第である。」と主張しているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(4)に掲げる情報については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持

することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年1月19日 審議
- ④ 同年12月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成20年特定月日に発生した業務災害について、審査請求人が特定労働基準監督署に労災請求を行った当災害の災害調査復命書（添付書類の一切含む。）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ、5号並びに7号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分（文書1⑳、㉑、㉒及び㉓、文書5⑩並びに文書7③、⑦及び⑨を除く。）については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（災害調査復命書）

ア 1頁の「親事業場名元方事業場名」欄、「所在地」欄及び「代表者職氏名」欄、2頁の「2工事の概要」欄の「(4)請負関係」欄、3頁の「5災害発生前日までの経過」欄の7行目、「6災害発生当日の経過」欄の1行目ないし4行目及び8行目14文字目ないし19文字目並びに6頁の「10墜落防止措置について」欄の6行目9文字目ないし17文字目の不開示部分について

当該部分には、労働災害が発生した工事の元請け事業場名、住所及び代表者の職氏名、工事の発注者名、審査請求人所属の事業場以外の下請事業場名が記載されている。

これを開示すると、発注者と元請け事業場との取引関係が明らかになるとともに、発注者又は元請け事業場若しくは審査請求人所属の事業場以外の下請事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 1頁の「安全衛生管理体制」欄の「4作業主任者，作業指揮者職氏名」欄，1頁の「面接者職氏名」欄並びに3頁の「6災害発生当日の経過」欄の8行目27文字目ないし30文字目及び16行目の不開示部分について

当該部分には、審査請求人以外の個人の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、これらの者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 1頁の「発生状況，原因等の概況」欄の1行目40文字目ないし44文字目及び2行目1文字目，2頁の「2工事の概要」欄の「(1)工事名」欄，2頁の「4災害発生現場の状況」欄，3頁の「5災害発生前日までの経過」欄の1行目並びに4頁の「7作業箇所の状況」欄の不開示部分について

当該部分には、審査請求人が作業中に被災した解体工事現場を表す記載が認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 1頁の「安全衛生管理体制」欄の「7安全委員会または衛生委員会」欄の不開示部分について

当該部分は、特定労働基準監督署による災害調査の結果判明した事実である。

これを開示すると、関係者が認識している災害調査に係る事実関係について直接的な情報提供を行うことをちゅうちょし、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 1頁の「発生状況、原因等の概況」欄の5行目ないし8行目の不開示部分について

当該部分には、調査担当官が災害調査の結果として得た本件労働災害の原因等の概要が記載されている。

当該部分は、原処分で既に開示されている6頁の「10墜落防止措置」欄の記載から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 2頁の「災害発生状況の詳細」欄

(ア)「1調査の端緒」欄の不開示部分

a 当該部分には、災害発生の連絡を労働基準監督署に入れた高知県警察の特定警察署の職員の職氏名が記載されており、当該部分は、一体として同県警察職員に係る法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

b 高知県情報公開条例6条1項2号ウでは「公務員等にあつては、

当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名」を不開示情報としており、これを受けて、高知県警察では、高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則2条において「条例6条1項2号ウの実施機関が定める者」として「警部補以下の階級にある警察官」としている。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当時、当該者は、この職位に該当していたとのことである。

(a) したがって、不開示とされた職氏名のうち、氏名は、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もないことから、法14条2号に該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(b) また、不開示とされた職氏名のうち、職名は、公務員の職であることから法14条2号ただし書ハに該当し、また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条2号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 「2 工事の概要」欄の「(3) 請負金額」欄の不開示部分

当該部分には、労働災害が発生した工事の請負金額が記載されており、事業場が公にしていない内部管理情報であり、開示することにより、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 4頁の「災害発生状況の詳細」欄の「6 災害発生当日の経過」欄の5行目ないし7行目の不開示部分

当該部分は、調査担当官が関係者からの聴取、提供された資料等に基づき労働災害の発生状況等の詳細を記載したものであり、上記工と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 6頁の「災害発生状況の詳細」欄

(ア)「9 災害発生時の作業内容」欄の不開示部分

当該部分は、調査担当官が関係者からの聴取、提供された資料等に基づき労働災害の発生状況等の詳細を記載したものである。

a このうち、2行目7文字目ないし36文字目は、原処分で既に開示されている4頁の「7 作業箇所の状況」欄の3行目ないし6行目の記載から推認できる内容であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、2行目7文字目ないし36文字目は、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その余の部分については、上記エと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)「10 墜落防止措置について」の13行目及び14行目の不開示部分並びに「11 落下場所の状況」欄の不開示部分

当該部分は、調査担当官が関係者からの聴取、提供された資料等に基づき労働災害の発生状況等の詳細を記載したものであり、上記エと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 7頁の「災害発生状況の詳細」欄の「12 被災者について」欄の不開示部分

当該部分は、調査担当官が関係者からの聴取、提供された資料等に基づき労働災害の発生状況等の詳細を記載したものであり、上記エと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 8頁の「災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細」欄の不開示部分

当該部分には、調査担当官が災害調査の結果として得た労働災害の原因及び同様の事故を防止するために調査担当官が判断した対策が記載されていると認められる。

(ア) このうち、8頁の3行目ないし6行目は、原処分で既に開示されている6頁の「10 墜落防止措置」欄の記載から推認できる内容で

あると認められる。このため、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、8頁の3行目ないし6行目は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、審査請求人が知り得る情報とは認められず、上記アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 9頁の不開示部分

(ア)「違反条項」欄及び「措置」欄

当該部分には、事業場の法違反条項及びその結果取られた措置が記載されており、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)「調査官の意見および参考事項」欄及び「備考」欄

当該部分に記載された内容は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ)「署長判決および意見」欄

当該部分には、労働基準監督署長の判決の日付及び判決内容が簡素に記載されているのみであり、これを開示しても、労働基準監督署長の法令違反等に伴う措置基準が明らかになるものとは認められない。

したがって、当該部分は、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違

法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表に掲げる文書2 (見取図)

当該文書は、見取図第1号ないし見取図第4号であり、労働災害が発生した場所の位置を示した地図、発生現場の建物の平面図、断面図、立面図等であり、このうち、10頁の見取図第1号の一部及び12頁の見取図第3号の一部が、それぞれ不開示となっている。

当該部分には、審査請求人が作業中に被災した解体工事現場を表す記載が認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 別表に掲げる文書3 (写真)

当該文書は、調査担当官が、災害現場において再現撮影した写真及びその説明を記載したものである。このうち、15頁の写真番号2、16頁の写真番号3、17頁の写真番号4、18頁の写真番号5、19頁の写真番号6、20頁の写真番号7及び30頁の写真番号17のそれぞれの一部が開示となっている。

当該部分には、人影が写っていることが認められる。これらの人影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書4 (添付文書) 及び別表に掲げる文書8 (特定事業者から特定労働基準監督署へ提出された文書)

当該文書は、特定労働基準監督署が本件災害調査を実施した際に、関係事業場から任意に提供された事業場の情報が記載されている。

ア したがって、当該部分のうち、文書4は、上記(1)エと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ また、当該部分のうち、文書8は、上記(1)エと同様の理由によ

り、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書5（特定事業者に係る監督復命書）及び別表に掲げる文書7（特定事業者に係る監督復命書）

ア 「完結区分」欄及び「署長判決欄」の不開示部分（文書5及び文書7とともに同じ部分が不開示）

当該部分に記載された内容は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）サ（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「事業場の名称」欄及び「事業場の所在地」欄の不開示部分

当該部分のうち、「事業場の名称」欄は、文書5及び文書7とともに不開示とされており、審査請求人が作業中に被災した解体工事現場の名称が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、当該部分のうち、「事業場の所在地」欄は、文書5のみ不開示とされており、その住所及び電話番号が記載されている。

このうち、住所については、原処分で既に開示されている1頁の「発生状況、原因等の概況」欄の記載から推認できる内容であり、電話番号は、諮問庁の説明によると、解体工事現場の電話番号であるとのことであり、解体作業に従事した審査請求人が職務上必要なものとして知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められず、法14条3号イ、5号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「事業の名称」欄及び「代表者職氏名」欄の不開示部分

当該部分は、文書5のみ不開示とされている。当該部分には、労働災害が発生したことにより、災害調査の対象となった関係事業場の名称及び代表者職氏名が記載されている。

(ア) したがって、当該部分のうち、「事業の名称」欄は、上記（1）

アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条5号並びに7号柱書及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) また、当該部分のうち、「代表者職氏名」欄は、上記(1)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、5号並びに7号柱書及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「労働者数」欄の不開示部分

当該部分は文書5のみ不開示とされている。当該部分には、特定労働基準監督署が災害調査を実施した際に、関係事業場から任意に提供された事業場の情報が記載されている。

したがって、当該部分は、上記(1)エと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄の不開示部分

当該部分のうち、「労働組合」欄は文書5のみ不開示とされており、そのほかは文書5及び文書7ともに不開示とされている。

当該部分は空欄であり、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 「参考事項・意見」欄の不開示部分（文書5及び文書7ともに同じ部分が不開示）

(ア) 2行目14文字目ないし3行目19文字目は、原処分で既に開示されている6頁の「10墜落防止措置」欄の記載から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う労働災害防止の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそ

れがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、調査担当官が災害調査を実施したことによる事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報ではないと認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)サ(イ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 「No.」欄、「違反法条項・指導事項等」欄、「是正期日」欄、「確認までの間」欄、「備考1」欄及び「備考2」欄の不開示部分(文書5及び文書7ともに同じ部分が不開示)

当該部分には、本件災害調査の対象となった事業場の法違反条項、指導事項、その是正期日等が記載されている。

したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条5号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 「面接者職氏名」欄の不開示部分(文書5及び文書7ともに同じ部分が不開示)

当該部分には、審査請求人以外の個人の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、上記(1)イと同様の理由により、同号に該当し、同条3号イ、5号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 「別添」欄の不開示部分(文書5及び文書7ともに同じ部分が不開示)

当該部分には、調査担当官が災害調査を実施したことによる事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報ではないと認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)サ(イ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書6(特定労働基準監督署が作成した文書)

当該文書は、調査担当官が災害調査を実施したことにより作成した事業場宛ての文書であり、審査請求人が知り得る情報ではないと認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 5 号並びに 7 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及び 5 号並びに 7 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分は、同条 3 号イ及び 5 号並びに 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、同条 5 号及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第 3 部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書		2 不開示部分		3 法 1 4 条該当号	4 開示すべき部分	
番号	文書名	頁	該当箇所			
1	災害調査 復命書	1	①	親事業場名， 元方事業場名 欄の不開示部 分	3号イ並び に7号柱書 き及びイ	
			②	親事業場，元 方事業場の所 在地欄	3号イ並び に7号柱書 き及びイ	
			③	親事業場，元 方事業場代表 者職氏名欄	3号イ並び に7号柱書 き及びイ	
			④	安全衛生管理 体制のうち作 業主任者，作 業指揮者職氏 名欄	2号，3号 イ並びに7 号柱書き及 びイ	
			⑤	安全衛生委員 会または衛生 委員会欄	3号イ並び に7号柱書 き及びイ	
			⑥	発生状況，原 因等の概況欄 1行目40文 字目ないし4 4文字目及び 2行目1文字 目	3号イ並び に7号柱書 き及びイ	全て
			⑦	発生状況，原 因等の概況欄 5行目ないし 8行目	3号イ並び に7号柱書 き及びイ	全て
			⑧	面接者職氏名	2号，3号 イ並びに7 号柱書き及 びイ	
		2	⑨	「災害発生状	2号並びに	「1調査の端緒」欄

			況の詳細」欄のうち「1 調査の端緒」欄の不開示部分	7号柱書き及びイ	の1行目6文字目ないし9文字目
		⑩	「災害発生状況の詳細」欄のうち「2 工事の概要(1) 工事名」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	全て
		⑪	「災害発生状況の詳細」欄のうち「2 工事の概要(3) 請負金額」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		⑫	「災害発生状況の詳細」欄のうち「2 工事の概要(4) 請負関係」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		⑬	「災害発生状況の詳細」欄のうち「4 災害発生現場の状況」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	全て
	3	⑭	「災害発生状況の詳細」欄のうち「5 災害発生前日までの経過」欄の不開示部分のうち1行目	3号イ並びに7号柱書き及びイ	全て

		⑮	「災害発生状況の詳細」欄のうち「5 災害発生前日までの経過」欄の不開示部分のうち7行目	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		⑯	「災害発生状況の詳細」欄のうち「6 災害発生当日の経過」欄の1行目ないし4行目及び8行目14文字目ないし19文字目の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		⑰	「災害発生状況の詳細」欄のうち「6 災害発生当日の経過」欄の8行目27文字目ないし30文字目及び16行目の不開示部分	2号, 3号イ並びに7号柱書き及びイ	
	4	⑱	「災害発生状況の詳細」欄のうち「6 災害発生当日の経過」欄の5行目ないし7行目の不開示部分	2号, 3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		⑲	「災害発生状況の詳細」欄	3号イ並びに7号柱書き	全て

			のうち「7 作業箇所の状況」欄の不開示部分	き及びイ	
5	⑳		「災害発生状況の詳細」欄のうち「8窓枠の取外し方法・手順」欄の不開示部分	新たに開示	
6	㉑		「災害発生状況の詳細」欄のうち「9災害発生時の作業内容」欄の不開示部分のうち1行目及び2行目1文字目ないし6文字目	新たに開示	
	㉒		「災害発生状況の詳細」欄のうち「9災害発生時の作業内容」欄の不開示部分のうち㉑以外	7号柱書き及びイ	2行目7文字目ないし36文字目
	㉓		「災害発生状況の詳細」欄のうち「10墜落防止措置について」欄の不開示部分のうち5行目及び6行目1文字目ないし8文字目	新たに開示	
	㉔		「災害発生状	3号イ並び	

			況の詳細」欄のうち「10 墜落防止措置について」欄の不開示部分のうち6行目9文字目ないし17文字目	に7号柱書き及びイ	
		㉔	「災害発生状況の詳細」欄のうち「10 墜落防止措置について」欄の不開示部分のうち13行目及び14行目	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		㉕	「災害発生状況の詳細」欄のうち「11 落下場所の状況」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
	7	㉖	「災害発生状況の詳細」欄のうち「12 被災者について」欄の不開示部分	2号, 3号イ並びに7号柱書き及びイ	
	8	㉗	「災害発生の原因, 防止のために講ずべき対策等の詳細」欄の不開示部分のうち1行目及び9行目	新たに開示	
		㉘	「災害発生の	3号イ並び	8頁の3行目ないし

				原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」欄の不開示部分のうち⑳以外	に7号柱書き及びイ	6行目
		9	㉔	「違反条項」，「措置」，「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	9頁の「署長判決および意見」欄
			㉕	「備考」欄の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
2	見取図	10	①	見取図第1号の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	全て
		12	②	見取図第3号の不開示部分	3号イ並びに7号柱書き及びイ	全て
3	写真	15 ～ 20 30	①	写真番号2，3，4，5，6，7，17の不開示部分	2号並びに7号柱書き及びイ	
4	添付文書	32	①	全面不開示	3号イ並びに7号柱書き及びイ	
5	特定事業者に係る監督復命書	33	①	「完結区分」欄	3号イ，5号並びに7号柱書き及びイ	
			②	「労働者数」欄	3号イ，5号並びに7号柱書き及びイ	

		③	「事業の名称」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	
		④	「事業場の名称」欄の不開示部分	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	全て
		⑤	「事業場の所在地」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	全て
		⑥	「代表者職氏名」欄	2号, 3号イ及び5号並びに7号柱書き及びイ	
		⑦	「労働組合」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	全て
		⑧	「週所定労働時間」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	全て
		⑨	「最も賃金の低い者の額」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	全て
		⑩	「署長判決」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	
		⑪	「参考事項・意見」欄の不開示部分のうち3行目20文字目以降及	新たに開示	

				び 4 行目 1 文字目ないし 28 文字目		
			⑫	「参考事項・意見」欄の不 開示部分のうち⑪以外の不 開示部分	3 号イ, 5 号並びに 7 号柱書き及 びイ	2 行目 14 文字目ないし 3 行目 19 文字目
			⑬	「No.」, 「違 反法条項・指 導事項等」, 「是正期日 (命令の期日 を含む)」, 「確 認までの間」, 「備考 1」及 び「備考 2」 欄	3 号イ, 5 号並びに 7 号柱書き及 びイ	
			⑭	「面接者職氏 名」欄	2 号, 3 号 イ及び 5 号 並びに 7 号 柱書き及び イ	
			⑮	「別添」欄	3 号イ, 5 号並びに 7 号柱書き及 びイ	
6	特定労働 基準監督 署が作成 した文書	3 4	①	全面不開示	3 号イ, 5 号並びに 7 号柱書き及 びイ	
7	特定事業 者に係る 監督復命 書	3 5	①	「完結区分」 欄	3 号イ, 5 号並びに 7 号柱書き及 びイ	
			②	「事業場の名 称」欄の不 開示部分	3 号イ, 5 号並びに 7 号柱書き及	全て

			びイ	
		③ 「労働組合」欄	新たに開示	
		④ 「週所定労働時間」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びびイ	全て
		⑤ 「最も賃金の低い者の額」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びびイ	全て
		⑥ 「署長判決」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びびイ	
		⑦ 「参考事項・意見」欄の不開示部分のうち3行目20文字目以降及び4行目1文字目ないし28文字目	新たに開示	
		⑧ 「参考事項・意見」欄の不開示部分のうち⑦以外の不開示部分	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びびイ	2行目14文字目ないし3行目19文字目
		⑨ 「No.」, 「違反法条項・指導事項等」, 「是正期日」, 「確認までの間」, 「備考1」及び「備考2」欄の表題部分	新たに開示	
		⑩ 「No.」, 「違	3号イ, 5	

				反法条項・指導事項等」, 「是正期日」, 「確認までの間」, 「備考1」及び「備考2」欄	号並びに7号柱書き及びイ	
			⑪	「面接者職氏名」欄	2号, 3号イ及び5号並びに7号柱書き及びイ	
			⑫	「別添」欄	3号イ, 5号並びに7号柱書き及びイ	
8	特定事業者から特定労働基準監督署へ提出された文書	36	①	全面不開示	2号, 3号イ並びに7号柱書き及びイ	
		37	②	全面不開示	2号, 3号イ並びに7号柱書き及びイ	